

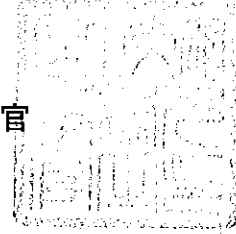
国33

13.8.21

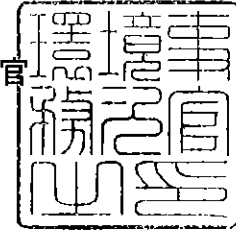
国水下企第34号
環境対発第1308054号
平成25年8月5日

一般社団法人 日本建設業連合会 会長 殿

国土交通事務次官



環境事務次官



第53回「下水道の日」関連行事の実施について

下水道行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年9月10日は「下水道の日」として、下水道について国民の理解と協力を得ることを目的に、様々な啓発行事等が実施されてきております。

平成25年度においても、引き続き9月10日の「下水道の日」を中心に下水道の意義及び重要性を国民に普及、啓発するための各種行事を全国的に展開したいと考えておりますので、各位におかれましても、下記を参考に行事の実施等について格別の御尽力を賜りますようお願いいたします。

(以下は都道府県あてのみ)

なお、貴管内の市町村(政令指定都市を除く)に対しましても、趣旨の周知方、よろしくお願いいたします。

記

1. 名 称 下水道の日
2. 期 日 平成25年9月10日(当日を中心として1週間程度)

3. 趣 旨

下水道は、住民に安全で快適な生活を確保し、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁防止のための重要な役割を果たすとともに、良好な水環境を創造するために必要不可欠な生活基盤施設であり、これまで国民の理解のもと、その整備を推進してきたところです。

今後は、未整備地域の解消に努めつつ、これまでのストックを活用し、「排除・処理」の機能から水や資源・エネルギーを「活用・再生」する機能に転換し、持続可能な循環型社会の構築に貢献するインフラとして発展していく必要があります。さらに、これらの「下水道インフラ」としての機能を持続可能的にマネジメントしていくことが不可欠です。

こうした中、毎年、「下水道の日」である9月10日を中心に、下水道について国民の理解と協力を得ることを目的として様々な啓発行事等を実施してきたところですが、平成25年度においても引き続き、「下水道の日」に関する各種行事を全国的に展開し、下水道の意義及び重要性を国民に普及、啓発するものです。

第53回「下水道の日」実施要綱

1. 名 称 下水道の日

2. 期 日 平成25年9月10日（当日を中心として1週間）

3. 趣 旨

下水道は、住民に安全で快適な生活を確保し、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁防止のための重要な役割を果たすとともに、良好な水環境を創造するために必要不可欠な生活基盤施設であり、これまで国民の理解のもと、その整備を推進してきたところである。

今後は、未整備地域の解消に努めつつ、これまでのストックを活用し、「排除・処理」の機能から水や資源・エネルギーを「活用・再生」する機能に転換し、持続可能な循環型社会の構築に貢献するインフラとして発展していく必要がある。さらに、これらの「下水道インフラ」としての機能を持続可能的にマネジメントしていくことが不可欠である。

こうした中、毎年、「下水道の日」である9月10日を中心に、下水道について国民の理解と協力を得ることを目的として様々な啓発行事等を実施してきたところであるが、平成25年度においても引き続き、「下水道の日」に関する各種行事を全国的に展開し、下水道の意義及び重要性を国民に普及、啓発するものである。

4. 実施機関

主 唱	国土交通省、環境省、都道府県、市町村、日本下水道事業団
協 賛	公益社団法人 日本下水道協会
	一般社団法人 日本建設業連合会
	一般社団法人 建設広報協議会
	一般社団法人 日本下水道施設業協会
	一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会
	公益社団法人 日本推進技術協会
	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
	一般社団法人 日本下水道光ファイバー技術協会
	一般財団法人 下水道事業支援センター
	公益財団法人 日本下水道新技術機構

5. 運動の目標

主な運動の目標は、次のとおりとする。

- ・下水道に対する認識の高揚
- 下水道の普及促進

- ・排水設備及び水洗便所の普及促進
下水道の適正な維持管理に関する認識の高揚
除害施設の設置促進
- ・下水道未着手都市の解消
- ・下水道施設・資源の有効利用の促進

6. 推進標語 下水道 水が笑顔に なれる道

7. 実施方法

平成25年9月10日を中心として、約1週間にわたり次のとおり実施するものとする。

・国土交通省及び環境省

- イ. 関係諸団体と連携を密にして、本運動の全国的な推進を図る。
- ロ. 報道関係等の協力を得て、本運動の目標達成のための広報活動を行う。

・都道府県

それぞれの実情に応じた実施計画を作成し、本運動の推進を図るものとし、おおむね次に掲げるような事項を行う。

- イ. 報道機関等の協力による、本運動の目標達成のための広報活動
- ロ. 市町村の行う運動の指導及び援助
- ハ. 流域下水道事業の紹介（特に事業効果について広報する）
- ニ. 公共下水道未着手都市に対する整備の奨励
- ホ. 下水処理場等の施設の一般開放
- ヘ. 下水道施設・資源の有効利用の促進

・市町村

それぞれの実情に応じた実施計画を作成し、本運動の推進を図るものとし、おおむね次に掲げるような事項を行う。

- イ. 報道機関等の協力による、本運動の目標達成のための広報活動
- ロ. 家庭の主婦を中心とする婦人集会の開催
- ハ. 排水設備及び水洗便所の設置の奨励
- ニ. 講演会、映画会、展示会等の開催
- ホ. 下水処理場等の施設の一般開放
- ヘ. 除害施設の設置の促進
- ト. 下水道施設・資源の有効利用の促進

8. この運動に要する経費は各実施機関の負担とする。